

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2010-517061

(P2010-517061A)

(43) 公表日 平成22年5月20日(2010.5.20)

(51) Int.Cl.

G02B 25/00

(2006.01)

F 1

G O 2 B 25/00

Z

テーマコード(参考)

2 H 0 8 7

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 23 頁)

(21) 出願番号 特願2009-545815 (P2009-545815)  
 (86) (22) 出願日 平成20年1月15日 (2008.1.15)  
 (85) 翻訳文提出日 平成21年8月27日 (2009.8.27)  
 (86) 國際出願番号 PCT/DE2008/000054  
 (87) 國際公開番号 WO2008/086780  
 (87) 國際公開日 平成20年7月24日 (2008.7.24)  
 (31) 優先権主張番号 102007003303.8  
 (32) 優先日 平成19年1月17日 (2007.1.17)  
 (33) 優先権主張国 ドイツ(DE)

(71) 出願人 306024861  
 アー・シュヴァイツァー・ゲゼルシャフト  
 ・ミト・ペシュレンクテル・ハフツング・  
 オブティッシュ・ファブリーク  
 ドイツ連邦共和国, 91301 フォルヒ  
 ハイム, ハンス - ベックラー - ス  
 トラー, 7  
 (74) 代理人 100069556  
 弁理士 江崎 光史  
 (74) 代理人 100093919  
 弁理士 奥村 義道  
 (74) 代理人 100111486  
 弁理士 鍛治澤 實

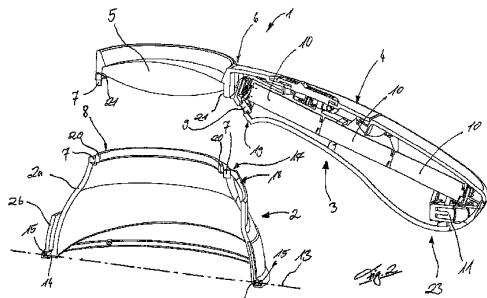
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】スタンドルーペ

## (57) 【要約】

【課題】スタンドルーペの確実で快適な操作を保証し、特に平らな面にルーペを使用する際に快適さを高めること。

【解決手段】この発明は、読み取り品或いはそのような観察すべき表面、即ち設置面(12)に載置できるルーペポット(2)とグリップ端(6)に配置されていてグリップ(4)及びルーペ本体(5)を備えるルーペ要素(3)とから成るスタンドルーペ(1)に関し、ルーペ要素(3)がルーペポット(2)に分解可能に固定されている。



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

読み取り品或いはそのような観察すべき表面、即ち設置面(12)に載置できるルーペポット(2)とグリップ端(6)に配置されていてグリップ(4)及びルーペ本体(5)を備えるルーペ要素(3)とから成るスタンドルーペ(1)において、ルーペ要素(3)がルーペポット(2)に分解可能に固定されていることを特徴とするスタンドルーペ。

**【請求項 2】**

ルーペ要素(3)が照明手段(9)を有することを特徴とする請求項1に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 3】**

ルーペポット(2)が載置された際にはルーペ要素(3)が設置面(12)に対して旋回できることを特徴とする請求項1或いは2に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 4】**

旋回軸線(13)がおよそ中心にルーペポット(2)を通して延びていて、直接に設置面(12)の上に配置されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 5】**

ルーペポット(2)とルーペ要素(3)の間の分解可能な連結がスナップ係止結合によって形成されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 6】**

ルーペポット(2)とルーペ要素(3)の間の分解可能な連結が複数の互いに魅力的に連結された磁石(7)によってルーペ本体(5)の縁領域(8)に形成されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 7】**

磁石連結では2~6個までの磁石対(7)を有することを特徴とする請求項6に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 8】**

磁石対(7)が等間隔に配置されていることを特徴とする請求項5或いは6に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 9】**

ルーペポット(2)が少なくとも二部材に形成されていることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 10】**

少なくとも二つの互いに相対的に可動なルーペポット部材(2a、2b)が実質的に光を通さなく互いに支承されていることを特徴とする請求項9に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 11】**

少なくとも二つの互いに旋回可能なルーペポット部材(2a、2b)がおよそ球キャップ状に形成されていることを特徴とする請求項9或いは10に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 12】**

少なくとも二つの互いに相対的に可動なルーペポット部材(2a、2b)が少なくとも部分的に平らに接触して互いに旋回できることを特徴とする請求項11に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 13】**

旋回軸線(13)がジャーナル(14)と逆手段(15)を通してそれぞれに互いに旋回可能なルーペポット部材(2a、2b)に形成されているか、或いは定義されていることを特徴とする請求項3乃至12のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 14】**

旋回するために、係止要素が少なくとも一つのルーペポット部材(2a、2b)に配置されていることを特徴とする請求項3乃至13のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

10

20

30

40

50

**【請求項 1 5】**

ルーペポット(2)が設置面(12)とルーペ本体(5)の間の平行状態から出発して少なくとも二方向(A,B)に旋回できることを特徴とする請求項3乃至13のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 1 6】**

ルーペポット(2)の上辺(17)には、ルーペ要素(3)の設置領域(19)と一致する窪み(18)が設けられていることを特徴とする請求項1乃至15のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 1 7】**

ルーペポット(2)の上辺(17)には、ルーペ要素(3)の逆領域(21)と一致するリングバンド(20)が形成されていることを特徴とする請求項1乃至16のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。 10

**【請求項 1 8】**

ルーペ要素(3)に配置された照明手段(9)は、ルーペ要素(3)とルーペポット(2)の組み立てられた状態ではルーペポット(2)の窪み(18)を通して設置面(12)を照明することを特徴とする請求項1乃至17のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。  
。

**【請求項 1 9】**

ルーペ要素(3)が特別に使用可能なハンドルーペとして形成され、グリップ(4)はこのグリップが設置面(12)を自由グリップ端(23)と接触するように、形成されていることを特徴とする請求項1乃至18のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。 20

**【請求項 2 0】**

ルーペ本体(5)に配置されたグリップ(4)の自由グリップ端(23)が解き可能に設置面(12)の平面に配置され且つ支持されるか、又は配置されるか、或いは支持されることを特徴とする請求項1乃至19のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 2 1】**

少なくとも一つの旋回状態では最下ルーペポット部材(2b)の傍に少なくとも一つの縁領域(22)が別の旋回されたルーペポット部材(2a)を設置面(12)に支持されていることを特徴とする請求項3乃至20のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 2 2】**

ハンドグリップ(4)の自由端(23)では、充電コンセント(11)はこの充電コンセントに挿入された充電プラグが自由グリップ端(23)の巻解き広げ運動を設置面(12)の上に一致しないように、配置されていることを特徴とする請求項2乃至21のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。 30

**【請求項 2 3】**

充電プラグが斜め上方に向いて充電コンセント(11)に挿入されていることを特徴とする請求項20に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 2 4】**

ルーペポット(2)がほぼ丸い或いは橜円基本面形状を有し、グリップ(4)が半径方向外方に延びていることを特徴とする請求項1乃至23のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。 40

**【請求項 2 5】**

ルーペポット(2)が丸い基本面形状を有し、グリップ(4)の中心長手軸線が旋回軸線(13)と平行に配置されていることを特徴とする請求項3乃至24のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 2 6】**

ルーペポット(2)が矩形基本面形状を有し、グリップ(4)の中心長手軸線が旋回軸線(13)と共に鋭角を形成するか、或いは旋回軸線と平行に配置されていることを特徴とする請求項1乃至25のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 2 7】**

10

20

30

40

50

ルーペ要素(3)が降ろされた際には自由グリップ端(23)が設置面(12)上に載置し、第二状態(ルーペ本体(5)と設置面(12)の平行状態)において浮かんでいることを特徴とする請求項2乃至26のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

【請求項28】

自由グリップ端(23)がルーペポット部材(2)の各旋回状態では設置面(12)上に載置することを特徴とする請求項2乃至26のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、読み取り品或いはそのような観察すべき表面、即ち設置面に載置できるルーペポットとグリップ端に配置されていてグリップ及びルーペ本体を備えるルーペ要素とから成るスタンドルーペに関する。ルーペ要素に配置されたグリップを備えるルーペ要素は特別に使用できるハンドルーペに用いられ得る。

10

【背景技術】

【0002】

先行技術からルーペポットを備えるスタンドルーペが知られていて、このために、ドイツ実用新案第20122490号明細書(特許文献1)を参照して下さい。

【0003】

ドイツ実用新案第20023758号明細書(特許文献2)は、エネルギー源と接続されている拡大する光学的システムを教示し、照明要素が高出力LEDとして形成されている。さらに、上記印刷物からハンドルーペの自由グリップ端が支柱を介して設置面に支持されることを推定できる。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】ドイツ実用新案第20122490号明細書

【特許文献2】ドイツ実用新案第20023758号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

この発明の課題は、この特徴事項がスタンドルーペの利点も、ハンドルーペの利点も一致するように、請求項1の上位概念の特徴事項を備えるスタンドルーペを再現することである。さらに、この発明の課題は、スタンドルーペの確実で快適な操作を保証し、特に平らな面にルーペを使用する際に快適さを高めることである。

30

【課題を解決するための手段】

【0006】

ハンドルーペがルーペポットと分解可能に固定されることが、この発明の本質と判断される。ルーペポットにハンドルーペを分解可能に固定することにより、ハンドルーペの利点(僅かな重量、僅かな全容積)をスタンドルーペの利点(拡大された物体或いは読み取り品のフリーハンドな観察)と一緒に実施態様で一致させることを可能とする。それ故に、利用者がこの実施態様でそれぞれの利点に出くわすので、両方の個々のルーペを購入することが利用者に免除される。

40

【0007】

非透明なルーペポット或いはこの発明のスタンドルーペの下側に照明されない表面への使用の場合には、固有の照明手段を備えるスタンドルーペを構成することが好ましい。この照明手段が例えば電球、或いは特にLED或いは高出力LEDを包含し得る。それ故に、ルーペポットから離脱されたハンドルーペの使用の場合も、スタンドルーペ(ハンドルーペとルーペ本体の組立て)としての使用形式の場合も、照明機能を一体化すべきであることを可能とする。

【0008】

50

ハンドルーペがルーペポットが組立てられた際に設置面に対して旋回可能に支承されるならば、特別に好ましいことが明らかであった。この支承はハンドルーペとルーペポットの間の連結箇所に強制的には生じせずに、むしろ、好ましい実施態様でルーペポット内部に実現される。旋回軸線がおよそ中心にルーペポットを通して延びていて且つ直接に設置面に配置されているか、又はルーペポットを通して延びているか、或いは直接に設置面に配置されているならば、簡単で操作者に快適な形式で旋回機能が変換され得る。

## 【0009】

ルーペポットの旋回可能な構成によって、ルーペ本体を利用者の視覚に一致して整合させ、それによりスタンドループの操作快適さを高めることを可能とする。

## 【0010】

好ましい形式では、ハンドルーペとルーペポットの間の分解可能な連結がスナップ係止結合によって実現される。選択的に、単独にのみ、しかし、スナップ係止結合との組合せにおいて、多数の互いに引き寄せ連結された磁石がルーペ本体の端領域にてハンドルーペとルーペポットの確実で快適な分解可能な連結を形成できる。特に、例えば等間隔且つ又は旋回軸線に対称的に両結合パートナーに配置されている2~6個までの磁石対が植え込まれている。それにより両結合パートナーの一体取付けと分解が快適さと確かに簡単なハンドグリップによって実施され得る。

## 【0011】

さらに、ルーペポットが少なくとも二部材で形成されていて、実質的に光を通さなく互いに支承される例えば二つの相対的に移動自在なルーペポット部材から成ることを提案されている。これが具体的に球キャロット状ルーペポット部材によって達成され得る。ルーペポットの二部材によって、旋回機能が簡単な形式でルーペポット本体に支承される。設置面の観察を横入射光によって影響されないために、設置面への周辺光の横入射光が回避され得るならば、可動ルーペポット部材間の遮光性が利点である。

## 【0012】

さらに、少なくとも二つの互いに相対的に移動可能なルーペポット部材が少なくとも部分的に平らなに互いに接触して旋回できるならば、好ましい。平らな接触の利点は、一方では、これがルーペポットの遮光性を促進させ、他方では、二つのルーペポット部材の接触によって接觸点或いは面に作用する摩擦力の狙った設定によって二部材の旋回を定義された力の印加の際に初めて達成されることにある。これら特徴事項の再現では、両ルーペポット部材を旋回するために、係止要素を少なくとも一つのルーペポット部材に配列することが目的に適っている。この種の係止要素によって、両ルーペポット部材が定義された互いに旋回された状態に係止され得る。この措置は、例えば、震える手の振動がルーペポット部材の旋回可能な運動に伝達され得ないので、この発明のスタンドループが震える手によって操作されるときに、利点である。

## 【0013】

構造的に簡単な実施態様では、両ルーペポット部材の旋回軸線がジャーナルと逆手段によってそれぞれに互いに旋回可能なルーペポット部材に形成されるか、或いは定義される。さらに、ルーペポットが設置面とルーペ本体の間の平行状態から出発して少なくとも二方向に旋回できるように、両ルーペポット部材の旋回性を構成させることが提案されている。それ故に、ルーペポットの旋回は、このルーペポットがルーペを左手或いは右手でグリップに保持されるか否かと無関係に、利用者によって達成され得る。

## 【0014】

さらに、ハンドルーペとルーペポットの間の連結領域には異なった特徴事項が考慮されるならば、有効なことが明らかであったので、例えばルーペポットの上辺にはハンドルーペの設置領域と一致する窪みが設けられている。他の措置では例えばルーペの上辺にハンドルーペの逆領域と一致するリングバンドを形成すべであろう。これら両措置によって、ハンドルーペとルーペポットの容易な組立てが可能される、というのは、窪み或いはリングバンドがそれぞれに一致する領域と自動心合せを奏するからである。

## 【0015】

10

20

30

40

50

通常には、ハンドルーペに配置された照明手段がハンドルーペヒルーペポットの組立て状態でルーペポットの窪みによってスタンド面を照明し、LEDの技術的意味のある配列のような簡単で安価な配列が保証される、というのは、これは組立てスタンドルーペ作動でも、ハンドルーペ作動でも、使用できるからである。

#### 【0016】

さらに、グリップがスタンド面を自由グリップ端領域と接触するように、ルーペポットのグリップが形成されるならば、特別に好ましいことが明らかであった。グリップのグリップ端領域への載置によって、スタンドルーペの快適な操作が達成され得る、というのは、万一の振動（震える手から出発して）が固定したスタンドルーペに僅かに強くしか伝達されないからである。

10

#### 【0017】

スタンドルーペの旋回機能の場合には、ルーペ本体に配置されたグリップのグリップ端を解き可能に設置面の平面に配列するか、或いは支持することが目的に適っている。この場合には、このグリップ端領域が旋回性に一致して全旋回運動を介して設置面との少なくとも接觸点及び／又は接觸線を形成することが巻付け可能を意味する。他の措置をスタンドルーペの確実なスタンドに達成させることは、少なくとも一つの旋回状態で下ルーペポット部材の傍に別の旋回されたルーペポット部材の少なくとも端領域を設置面で支持することである。この種の旋回状態が例えば端状態位置を意味する。

#### 【0018】

スタンドルーペが蓄電池或いは配電電圧により作動できる照明手段を有するならば、充電プラグ或いは配電ケーブルプラグを導入する充電コンセントを備えることが好ましい。この充電プラグコンセントが例えば自由グリップ端に配置され得て、その際にこれに挿入された充電プラグがスタンドルーペの旋回中に設置面へのグリップ端の巻解き広げ運動を阻止しないことを注目すべきである。これは、例えば、充電コンセントがその中心長手軸線によってルーペ本体から反対を向いて、上方（斜め上方に）に向くことによって達成される。

20

#### 【0019】

好ましい実施態様では、ポットは丸い基本形状を有し、その際にグリップが半径方向外方に延びている。さらに、グリップの中心長手軸線が旋回軸線に平行に配置され、この中心長手軸線が平面図から観察されて、一列に位置する。

30

#### 【0020】

第二選択的実施態様では、ルーペポットは矩形基本形状を有し、グリップの中心長手軸線が旋回軸線と鋭角を形成するか、或いは旋回軸線と平行に配置されている。

#### 【0021】

グリップの中心長手軸線が旋回軸線と鋭角を形成する場合には、グリップ端がハンドルーペの降ろす際に設置面上に載置し、第二状態（ルーペ本体と設置面の平行状態）に浮いている（グリップ端から設置面までの間隔）。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0022】

【図1】ハンドルーペとルーペポットの分解状態でスタンドルーペの斜視表現を示す。

40

【図2】図1によるスタンドルーペの斜視的切断表現を示す。

【図3】第一旋回状態でスタンドルーペの斜視的表現を示す。

【図4】第二旋回状態で図3によるスタンドルーペの斜視的表現を示す。

【図5】第一旋回状態でスタンドルーペの選択的実施態様の斜視的表現を示す。

【図6】第二旋回状態で図5によるスタンドルーペの斜視的表現を示す。

#### 【発明を実施するための形態】

#### 【0023】

この発明は、実施例に基づいて図面に詳細に説明される。

#### 【0024】

図1は、ルーペポット2とルーペ要素3とから構成できるスタンドルーペ1を示す。ル

50

ーペ要素3がグリップ4及びグリップ端6に配置されているルーペ本体5を有する。このルーペ要素3がルーペポット2と分解可能に連結されて、それによりハンドループを形成する。「ハンドループ3」と「ルーペ要素3」の概念が同義語として使用される。この場合にルーペポット2とルーペ要素3との間の分解可能な連結が複数の互いに引き寄せ連結された磁石7によってルーペ本体5の縁領域において形成され得る。好ましい実施態様では三つの磁石対7が使用されていた。磁石7はルーペ本体5のソケットの縁領域において縁領域を平らに閉鎖して入れられ得る。選択的に分解可能な連結がスナップ係止結合或いはスナップ係止結合の組合せの形態で複数の互いに引き寄せ連結された磁石7に実現される。

## 【0025】

10

好ましい実施態様では、ハンドループ3は照明手段9を備えている。図2に図示されるように、照明手段9が電池或いは蓄電池10によって電圧を供給される。蓄電池10の使用の場合には、この蓄電池が充電コンセント11を介して配電装置に接続され得て、充電される。さらに、この発明によると、照明手段9の電流供給が直接に配電接続部を介している。

## 【0026】

20

図3と4には、参照符号12によって設置面12が図示されている。この発明によるスタンドルーペ1は組立てられた状態ではルーペ要素3とルーペポット2から設置面12に対し旋回できる。図3と4は旋回できるスタンドルーペ1の両端状態を示す。この場合には、旋回軸線13がおよそ中心にルーペポット2を通して且つ直接に設置面12上に延びている。

## 【0027】

ルーペポット2は二部材に形成されていて、両可動ルーペポット部材2a, 2bは互いに相対的に移動自在に支承されて且つ実質的に光を通さなく互いに係合する。

## 【0028】

図1-4に図示されている第一実施態様の場合には、ルーペポット2の基本面形状が丸いけれども、球キャロット状構成がルーペポット部材2a, 2bの形状に適している。

## 【0029】

旋回軸線13がジャーナル14と逆手段15の結合を通してそれぞれに互いに旋回可能なルーペポット部材2a, 2bに形成されるか、或いは定義される、特に図2を参照。

30

## 【0030】

両ルーペポット部材2a, 2bの旋回は好ましい実施態様では、少なくとも一つのルーペポット部材2a, 2bに配置されている係止要素(図示されていない)によって係止部を備えている。第一実施態様では、ルーペポット2は設置面12とルーペ本体5との平行状態から出発して少なくとも二方向A, Bに旋回できる。図1と2から採用できるように、ルーペポット2の上辺17には、ハンドルーペ3の設置領域19と一致する窪み18が設けられている。この種の設置領域19が例えば、ルーペポット2の窪み18に適合される後方移動された辺を有し得る。さらに、上辺17がハンドルーペ3の逆領域21と一致するリングバンド20を有する。

## 【0031】

40

ハンドルーペ3に配置された照明手段9がハンドルーペ3とルーペポット2の組み立てられた状態では窪み18を通してルーペポット2によりカバーされた設置面12を照明する。

## 【0032】

スタンドルーペ1のハンドグリップ4は、このハンドグリップが設置面12を自由グリップ端領域23と接触するように、形成されていて、自由グリップ端領域23が全旋回運動A, Bを介して設置面12と接触したままである。この場合には、ルーペ本体5に配置されたグリップ4の自由グリップ端23を解き可能に設置面12の平面に配列するか、或いは支持することが目的に適っている。

## 【0033】

50

図4から認識できるように、この旋回状態では、最下ルーペポット部材2bの傍に旋回されたルーペポット部材2aの縁領域22が設置面12上に支持される。

【0034】

ハンドグリップ4の端部に配置された充電コンセントは、この充電コンセントに挿入された充電プラグ(図示されていない)が自由グリップ端23の巻解き広げ運動を設置面12上に制限しないように、配置されている。

【0035】

丸い基本面形状を備えるスタンドルーペ1の第一実施態様では、グリップ4が半径方向外方に延びていて、この場合には、グリップ4の中心長手軸線(図示されていない)を旋回軸線13と共に平行に延ばすことが目的に適っている。図5と6は、ルーペポット2が矩形基本面形状を有する二つの選択的実施態様に関する。この態様では、グリップ4の中心長手軸線が旋回軸線13と共に鋭角を形成する。さらに、自由グリップ端23が傾斜されたハンドルーペ(図5)の際に設置面12上に載置し、ルーペ本体5と設置面12が互いに平行に当接する(図6)第二状態において、グリップ端23が設置面12上に間隔を置いて配置されていることが認識できる。ルーペポット2の実質的に矩形基本面形状の際に、さらに、旋回軸線13を実質的に矩形基本面形状の対角線(図示されていない)に沿って延びさせ、グリップ4の中心長手軸線を平面図で旋回軸線13と一緒に延びさせることを可能である。この場合には、グリップ端23がルーペポット2の各旋回状態で設置面12上に載置することが可能である。

10

20

30

40

【0036】

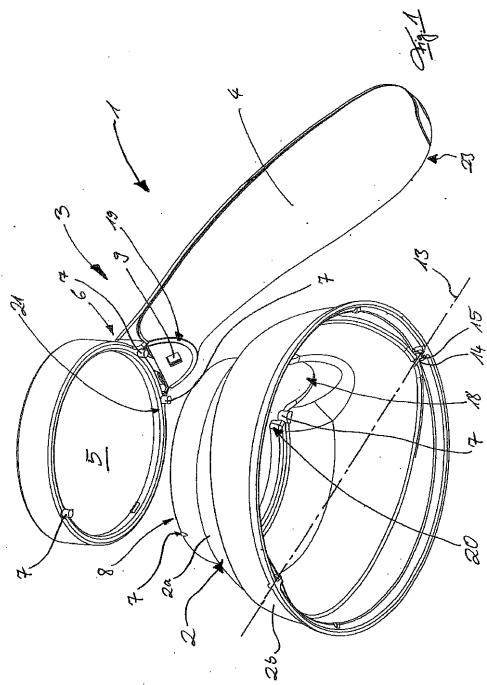
照明手段19がスイッチ16によって作動され得る。

【符号の説明】

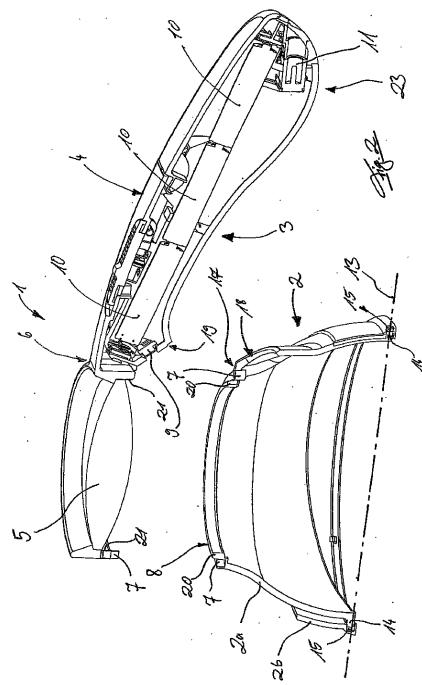
【0037】

- 1 . . . . . スタンドルーペ
- 2 . . . . . ルーペポット
- 2 a . . . . . ルーペポット部材
- 2 b . . . . . ルーペポット部材
- 3 . . . . . ルーペ要素 / ハンドルーペ
- 4 . . . . . グリップ
- 5 . . . . . ルーペ本体
- 6 . . . . . グリップ端
- 7 . . . . . 磁石
- 8 . . . . . 縁領域
- 9 . . . . . 照明手段
- 10 . . . . . 電池 / 蓄電池
- 11 . . . . . 充電コンセント
- 12 . . . . . 設置面
- 13 . . . . . 旋回軸線
- 14 . . . . . ジャーナル
- 15 . . . . . 逆手段
- 16 . . . . . スイッチ
- 17 . . . . . 上辺
- 18 . . . . . 窪み
- 19 . . . . . 設置領域
- 20 . . . . . リングバンド
- 21 . . . . . 逆領域
- 22 . . . . . 縁領域
- 23 . . . . . 自由グリップ端

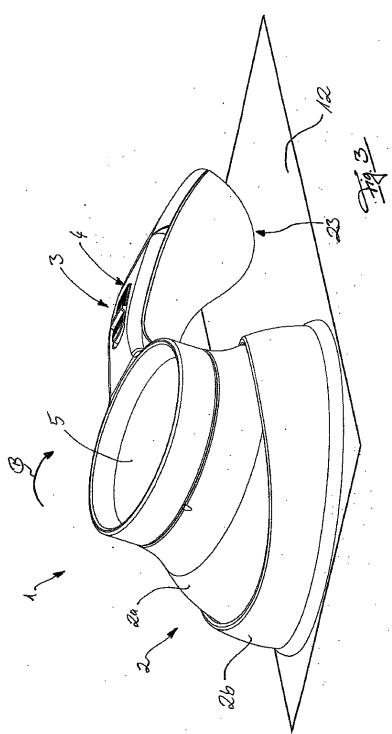
【図 1】



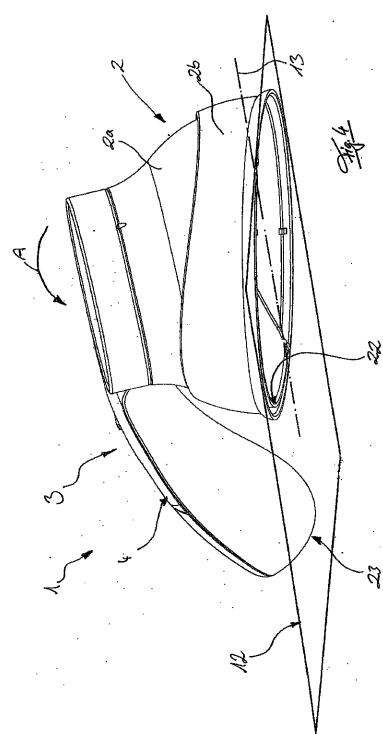
【図 2】



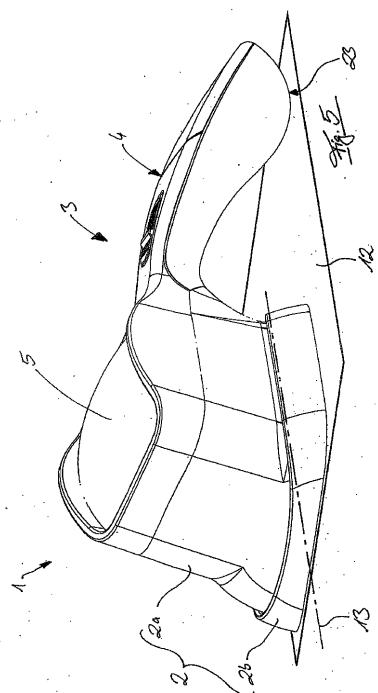
【図 3】



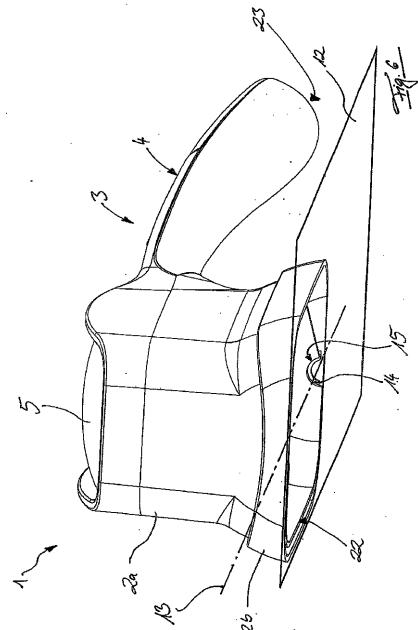
【図 4】



【図5】



【図6】



## 【手続補正書】

【提出日】平成21年9月17日(2009.9.17)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

読み取り品或いはそのような観察すべき表面、即ち設置面(12)に載置できるルーペポット(2)とグリップ端(6)に配置されていてグリップ(4)及びルーペ本体(5)を備えるルーペ要素(3)とから成り、ルーペ要素(3)がルーペポット(2)に分解可能に固定されていて、ルーペポット(2)が載置された際にはルーペ要素(3)が設置面(12)に対して旋回できるスタンドルーペ(1)において、ルーペポット(2)が少なくとも二部材に形成されていて、少なくとも二つの互いに旋回可能なルーペポット部材(2a、2b)が光を通さなく互いに支承されていて、ルーペ要素(3)が特別に使用可能なハンドルーペとして形成され、グリップ(4)は、このグリップが設置面(12)を自由グリップ端(23)と接触するように、形成されていることを特徴とするスタンドルーペ。

## 【請求項2】

ルーペ要素(3)が照明手段(9)を有することを特徴とする請求項1に記載のスタンドルーペ。

## 【請求項3】

旋回軸線(13)が中心にルーペポット(2)を通して延びていて、直接に設置面(12)の上に配置されていることを特徴とする請求項1或いは2に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 4】**

ルーペポット(2)とルーペ要素(3)の間の分解可能な連結がスナップ係止結合によって形成されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 5】**

ルーペポット(2)とルーペ要素(3)の間の分解可能な連結が複数の互いに魅力的に連結された磁石(7)によってルーペ本体(5)の縁領域(8)に形成されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 6】**

磁石連結では2~6個までの磁石対(7)を有することを特徴とする請求項5に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 7】**

磁石対(7)が等間隔に配置されていることを特徴とする請求項4或いは5に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 8】**

少なくとも二つの互いに旋回可能なルーペポット部材(2a、2b)があよそ球キャップ状に形成されていることを特徴とする請求項1乃至7に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 9】**

少なくとも二つの互いに相対的に可動なルーペポット部材(2a、2b)が少なくとも部分的に平らに接触して互いに旋回できることを特徴とする請求項8に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 10】**

旋回軸線(13)がジャーナル(14)と逆手段(15)を通してそれぞれに互いに旋回可能なルーペポット部材(2a、2b)に形成されているか、或いは定義されていることを特徴とする請求項1乃至9のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 11】**

旋回するために、係止要素が少なくとも一つのルーペポット部材(2a、2b)に配置されていることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 12】**

ルーペポット(2)が設置面(12)とルーペ本体(5)の間の平行状態から出発して少なくとも二方向(A、B)に旋回できることを特徴とする請求項1乃至11のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 13】**

ルーペポット(2)の上辺(17)には、ルーペ要素(3)の設置領域(19)と一致する窪み(18)が設けられていることを特徴とする請求項1乃至12のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 14】**

ルーペポット(2)の上辺(17)には、ルーペ要素(3)の逆領域(21)と一致するリングバンド(20)が形成されていることを特徴とする請求項1乃至13のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 15】**

ルーペ要素(3)に配置された照明手段(9)は、ルーペ要素(3)とルーペポット(2)の組み立てられた状態ではルーペポット(2)の窪み(18)を通して設置面(12)を照明することを特徴とする請求項1乃至14のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 16】**

ルーペ本体(5)に配置されたグリップ(4)の自由グリップ端(23)が解き可能に設置面(12)の平面に配置され且つ支持されるか、又は配置されるか、或いは支持されることを特徴とする請求項1乃至15のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 17】**

少なくとも一つの旋回状態では最下ルーペポット部材(2b)の傍に少なくとも一つの縁領域(22)が別の旋回されたルーペポット部材(2a)を設置面(12)に支持されていることを特徴とする請求項1乃至16のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 18】**

ハンドグリップ(4)の自由端(23)では、充電コンセント(11)はこの充電コンセントに挿入された充電プラグが自由グリップ端(23)の巻解き広げ運動を設置面(12)の上に一致しないように、配置されていることを特徴とする請求項2乃至17のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 19】**

充電プラグが斜め上方に向いて充電コンセント(11)に挿入されていることを特徴とする請求項18に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 20】**

ルーペポット(2)がほぼ丸い或いは橜円基本面形状を有し、グリップ(4)が半径方向外方に延びていることを特徴とする請求項1乃至19のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 21】**

ルーペポット(2)が丸い基本面形状を有し、グリップ(4)の中心長手軸線が旋回軸線(13)と平行に配置されていることを特徴とする請求項1乃至20のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 22】**

ルーペポット(2)が矩形基本面形状を有し、グリップ(4)の中心長手軸線が旋回軸線(13)と共に鋭角を形成するか、或いは旋回軸線と平行に配置されていることを特徴とする請求項1乃至21のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 23】**

ルーペ要素(3)が降ろされた際には自由グリップ端(23)が設置面(12)上に載置し、第二状態(ループ本体(5)と設置面(12)の平行状態)において浮かんでいることを特徴とする請求項2乃至22のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

**【請求項 24】**

自由グリップ端(23)がルーペポット部材(2)の各旋回状態では設置面(12)上に載置することを特徴とする請求項2乃至22のいずれか一項に記載のスタンドルーペ。

## 【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No PCT/DE2008/000054
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. G02B25/00 G02C7/02 G02C11/04 G02B27/02		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G02B G02C		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	DE 100 20 715 A1 (RODENSTOCK PRAEZ SOPTIK GMBH & [DE]) 27 September 2001 (2001-09-27) column 1, line 55 - column 2, line 34 column 3, line 15 - column 4, line 7 claims 1,3,8,10-13 figure 1	1,2,5-8, 16-18,24
A	EP 0 603 703 A (ESCHENBACH OPTIK GMBH & CO [DE]) 29 June 1994 (1994-06-29) page 3, line 29 - line 57 figure 1	1-18, 24-26 -/-
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
<p>* Special categories of cited documents:</p> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier document but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority, claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the International filing date but later than the priority date claimed</p> <p>"T" later document published after the International filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art.</p> <p>"Z" document member of the same patent family</p>		
Date of the actual completion of the International search	Date of mailing of the international search report	
17 Jun 2008	24/06/2008	
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 851 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016	Authorized officer von Hentig, Roger	

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.  
PCT/DE2008/000054

## C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	DE 93 02 485 U1 (ESCHENBACH OPTIK GMBH & CO [DE]) 23 June 1994 (1994-06-23) page 2, line 34 - line 37 page 3, line 19 - line 22 page 5, line 6 - line 12 page 5, line 35 - line 37 figure 1	1-18, 24-26
X	DE 200 23 758 U1 (SCHWEIZER GMBH OPTISCHE FABRIK [DE]) 2 February 2006 (2006-02-02)	1-4, 9, 10, 13-15, 25
A	paragraphs [0009], [0019], [0030] paragraphs [0038], [0039] figures 1,3a,3b	11,12,26
A	DE 94 12 153 U1 (SCHWEIZER GMBH OPTISCHE FABRIK [DE]) 6 October 1994 (1994-10-06) page 2, paragraph 2-4 page 5, last paragraph - page 6, paragraph 1 figures 1-4	1-18, 24-26
A	DE 23 48 567 A1 (REINERT GUIDO GEORG) 17 April 1975 (1975-04-17) page 3, paragraphs 2,3 figures 1-3	1-18, 24-26

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. <b>PCT/DE2008/000054</b>						
Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)								
<p>This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <input type="checkbox"/> Claims Nos.: because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:</li>     <li>2. <input type="checkbox"/> Claims Nos.: because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:</li>     <li>3. <input type="checkbox"/> Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).</li> </ol>								
Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)								
<p>This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:</p> <p style="text-align: center;"><b>see additional sheet</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <input type="checkbox"/> As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.</li> <li>2. <input type="checkbox"/> As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.</li> <li>3. <input checked="" type="checkbox"/> As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:</li> </ol> <p style="text-align: center;"><b>1-18, 24-26</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. <input type="checkbox"/> No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:</li> </ol>								
<p><b>Remark on Protest</b></p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>No protest accompanied the payment of additional search fees.</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/>	The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.	<input type="checkbox"/>	The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.	<input type="checkbox"/>	No protest accompanied the payment of additional search fees.
<input type="checkbox"/>	The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.							
<input type="checkbox"/>	The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.							
<input type="checkbox"/>	No protest accompanied the payment of additional search fees.							

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/DE2008/000054

Box No. IV Text of the abstract (Continuation of item 5 of the first sheet)

**The International Searching Authority has found that the international application contains multiple (groups of) inventions, as follows:**

**1. Claims 1, 2, 5, 6, 7, 8, 16, 17, 18, 24**

**Relate to a magnifier base that can be removed from the magnifier element and to means for fastening the magnifier base to the magnifier element.**

---

**2. Claims 3, 4, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 25, 26**

**Relate to a two-piece magnifier base, the upper edge thereof being pivotable with respect to the installation level.**

---

**3. Claims 19, 20, 21, 27, 28**

**Relate to shapes of the grip, the free grip end thereof being in contact with the support area.**

---

**4. Claims 22, 23**

**Relate to the arrangement of the charging sock.**

---

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No  
PCT/DE2008/000054

Patent document cited in search report		Publication date		Patent family member(s)		Publication date
DE 10020715	A1	27-09-2001	NONE			
EP 0603703	A	29-06-1994	AT DE	128559 T 9217484 U1		15-10-1995 21-04-1994
DE 9302485	U1	23-06-1994	NONE			
DE 20023758	U1	02-02-2006	NONE			
DE 9412153	U1	06-10-1994	NONE			
DE 2348567	A1	17-04-1975	NONE			

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen  
PCT/DE2008/000054

A. KLASIFIZIERUNG DES ANMELDUNGSGEGENSTANDES  
INV. G02B25/00 G02C7/02 G02C11/04 G02B27/02

Nach der Internationalen Patentklassifikation (IPC) oder nach der nationalen Klassifikation und der IPC

## B. RECHERCHIERTE GEBIETE

Recherchierte Mindestprüfstoff (Klassifikationssystem und Klassifikationsymbole )  
G02B G02C

Recherchierte, aber nicht zum Mindestprüfstoff gehörende Veröffentlichungen, soweit diese unter die recherchierten Gebiete fallen

Während der Internationalen Recherche konsultierte elektronische Datenbank (Name der Datenbank und evtl. verwendete Suchbegriffe)

EPO-Internal

## C. ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN

Kategorie	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
X	DE 100 20 715 A1 (RODENSTOCK PRAEZ SOPTIK GMBH & [DE]) 27. September 2001 (2001-09-27) Spalte 1, Zeile 55 – Spalte 2, Zeile 34 Spalte 3, Zeile 15 – Spalte 4, Zeile 7 Ansprüche 1,3,8,10-13 Abbildung 1	1,2,5-8, 16-18,24
A	EP 0 603 703 A (ESCHENBACH OPTIK GMBH & CO [DE]) 29. Juni 1994 (1994-06-29) Seite 3, Zeile 29 – Zeile 57 Abbildung 1	1-18, 24-26

Weitere Veröffentlichungen sind der Fortsetzung von Feld C zu entnehmen  Siehe Anhang Patentfamilie

- \* Besondere Kategorien von angegebenen Veröffentlichungen :
- \*'A' Veröffentlichung, die den allgemeinen Stand der Technik definiert, aber nicht als besonders bedeutsam anzusehen ist
- \*'E' älteres Dokument, das jedoch erst am oder nach dem Internationalen Anmeldedatum veröffentlicht worden ist
- \*'L' Veröffentlichung, die geeignet ist, einen Prioritätsanspruch zweifelhaft erscheinen zu lassen, oder durch das Veröffentlichungsdatum einer anderen im Recherchenbericht genannten Veröffentlichung belegt werden soll oder die aus einem anderen besonderen Grund angegeben ist (wie ausgeführt)
- \*'O' Veröffentlichung, die sich auf eine mündliche Offenbarung, eine Benutzung, eine Ausstellung oder andere Maßnahmen bezieht
- \*'P' Veröffentlichung, die vor dem Internationalen Anmeldedatum, aber nach dem beanspruchten Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist
- \*'T' Spätere Veröffentlichung, die nach dem Internationalen Anmeldedatum oder dem Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist und mit der Anmeldung nicht kollidiert, sondern nur zum Verständnis des der Erfindung zugrundeliegenden Prinzips oder der ihr zugrundeliegenden Theorie angegeben ist
- \*'X' Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann allein aufgrund dieser Veröffentlichung nicht als neu oder auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden
- \*'Y' Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann nicht als auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden, wenn die Veröffentlichung mit einer oder mehreren anderen Veröffentlichungen dieser Kategorie in Verbindung gebracht wird und diese Verbindung für einen Fachmann nahelegend ist
- \*'Z' Veröffentlichung, die Mitglied derselben Patentfamilie ist

Datum des Abschlusses der Internationalen Recherche	Absendedatum des internationalen Recherchenberichts
17. Juni 2008	24/06/2008
Name und Postanschrift der Internationalen Recherchenbehörde Europäisches Patentamt, P.B. 5618 Patenlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016	Bevollmächtigter Bediensteter  von Hentig, Roger

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen  
PCT/DE2008/000054

## C. (Fortsatzung) ALS WESENTLICH ANGEBEHNE UNTERLAGEN.

Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
A	DE 93 02 485 U1 (ESCHENBACH OPTIK GMBH & CO [DE]) 23. Juni 1994 (1994-06-23) Seite 2, Zeile 34 - Zeile 37 Seite 3, Zeile 19 - Zeile 22 Seite 5, Zeile 6 - Zeile 12 Seite 5, Zeile 35 - Zeile 37 Abbildung 1	1-18, 24-26
X	DE 200 23 758 U1 (SCHWEIZER GMBH OPTISCHE FABRIK [DE]) 2. Februar 2006 (2006-02-02)	1-4, 9, 10, 13-15, 25
A	Absätze [0009], [0019], [0030] Absätze [0038], [0039] Abbildungen 1,3a,3b	11, 12, 26
A	DE 94 12 153 U1 (SCHWEIZER GMBH OPTISCHE FABRIK [DE]) 6. Oktober 1994 (1994-10-06) Seite 2, Absatz 2-4 Seite 5, letzter Absatz - Seite 6, Absatz 1 Abbildungen 1-4	1-18, 24-26
A	DE 23 48 567 A1 (REINERT GUIDO GEORG) 17. April 1975 (1975-04-17) Seite 3, Absätze 2,3 Abbildungen 1-3	1-18, 24-26

**INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT**

Internationales Aktenzeichen <b>PCT/DE2008/000054</b>
--

**Feld Nr. II Bemerkungen zu den Ansprüchen, die sich als nicht recherchierbar erwiesen haben (Fortsetzung von Punkt 2 auf Blatt 1)**

Gemäß Artikel 17(2)a) wurde aus folgenden Gründen für bestimmte Ansprüche kein internationaler Recherchenbericht erstellt:

1.  Ansprüche Nr. weil sie sich auf Gegenstände beziehen, zu deren Recherche diese Behörde nicht verpflichtet ist, nämlich
2.  Ansprüche Nr. weil sie sich auf Teile der Internationalen Anmeldung beziehen, die den vorgeschriebenen Anforderungen so wenig entsprechen, dass eine sinnvolle internationale Recherche nicht durchgeführt werden kann, nämlich
3.  Ansprüche Nr. weil es sich dabei um abhängige Ansprüche handelt, die nicht entsprechend Satz 2 und 3 der Regel 6.4 a) abgefasst sind.

**Feld Nr. III Bemerkungen bei mangelnder Einheitlichkeit der Erfindung (Fortsetzung von Punkt 3 auf Blatt 1)**

Diese Internationale Recherchenbehörde hat festgestellt, dass diese internationale Anmeldung mehrere Erfindungen enthält:

**siehe Zusatzblatt**

1.  Da der Anmelder alle erforderlichen zusätzlichen Recherchengebühren rechtzeitig entrichtet hat, erstreckt sich dieser internationale Recherchenbericht auf alle recherchierbaren Ansprüche.
2.  Da für alle recherchierbaren Ansprüche die Recherche ohne einen Arbeitsaufwand durchgeführt werden konnte, der zusätzliche Recherchengebühr gerechtfertigt hätte, hat die Behörde nicht zur Zahlung solcher Gebühren aufgefordert.
3.  Da der Anmelder nur einige der erforderlichen zusätzlichen Recherchengebühren rechtzeitig entrichtet hat, erstreckt sich dieser Internationale Recherchenbericht nur auf die Ansprüche, für die Gebühren entrichtet worden sind, nämlich auf die Ansprüche Nr.  
**1-18, 24-26**
4.  Der Anmelder hat die erforderlichen zusätzlichen Recherchengebühren nicht rechtzeitig entrichtet. Dieser Internationale Recherchenbericht beschränkt sich daher auf die in den Ansprüchen zuerst erwähnte Erfindung; diese ist in folgenden Ansprüchen erfasst:

**Bemerkungen hinsichtlich  
eines Widerspruchs**

- Der Anmelder hat die zusätzlichen Recherchengebühren unter Widerspruch entrichtet und die gegebenenfalls erforderliche Widerspruchsgebühr gezahlt.
- Die zusätzlichen Recherchengebühren wurden vom Anmelder unter Widerspruch gezahlt, jedoch wurde die entsprechende Widerspruchsgebühr nicht innerhalb der in der Auflösung angegebenen Frist entrichtet.
- Die Zahlung der zusätzlichen Recherchengebühren erfolgte ohne Widerspruch.

Internationales Aktenzeichen PCT/DE2008 /000054

WEITERE ANGÄBEN	PCT/ISA/ 210
<p>Die internationale Recherchenbehörde hat festgestellt, dass diese internationale Anmeldung mehrere (Gruppen von) Erfindungen enthält, nämlich:</p> <p>1. Ansprüche: 1,2,5,6,7,8,16,17,18,24 Beziehen sich auf einen vom Lupenelement abnehmbaren Lupentopf und Mittel zur Befestigung des Lupentopfs am Lupenelement.</p> <p>2. Ansprüche: 3,4,9,10,11,12,13,14,15,25,26 Beziehen sich auf einen zweiteiligen Lupentopf, dessen Oberkante bezüglich der Aufsetzebene schwenkbar ist.</p> <p>3. Ansprüche: 19,20,21,27,28 Beziehen sich auf Ausformungen des Griffes, der die Aufstellfläche mit dem freien Griffende berührt.</p> <p>4. Ansprüche: 22,23 Beziehen sich auf die Anordnung der Ladebuchse.</p>	

**INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT**

Angaben zu Veröffentlichungen, die zur selben Patentfamilie gehören

Internationales Aktenzeichen  
PCT/DE2008/000054

Im Recherchenbericht angeführtes Patentdokument		Datum der Veröffentlichung	Mitglied(er) der Patentfamilie		Datum der Veröffentlichung
DE 10020715	A1	27-09-2001	KEINE		
EP 0603703	A	29-06-1994	AT 128559 T DE 9217484 U1	15-10-1995 21-04-1994	
DE 9302485	U1	23-06-1994	KEINE		
DE 20023758	U1	02-02-2006	KEINE		
DE 9412153	U1	06-10-1994	KEINE		
DE 2348567	A1	17-04-1975	KEINE		

---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MT,NL,NO,PL,PT,RO,SE,SI,SK,T  
R),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,  
BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,K  
M,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO  
,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW

(72)発明者 シュッティンガー・アルフレット

ドイツ連邦共和国、91336 ヘーロルツバッハ、アン・デア・ハーゲナウ、27

F ターム(参考) 2H087 KA24 LA00 PA01 PA17 PB01